

神戸市公告

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和8年4月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名称	落合クリーンセンター煙突解体撤去工事に係る業務委託
業務概要	(1)設計業務 (2)煙突解体撤去工事業務 (3)その他工事実施に必要な業務
業務場所	神戸市須磨区中落合3丁目1番1号
業務期間	契約締結の翌日から令和10年12月28日まで

2 担当部局

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局施設課（電話番号 078-595-6165）

3 入札に参加する者に必要な資格及び制限

(1) 形態

単独企業又は特定建設工事共同企業体（甲型）

(2) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加者（共同企業体においては、全ての構成員）は令和8・9年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者とし、次のいずれにも該当しない者とする。

- ①神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けている者（入札参加表明書等の受付期間の最終日から落札者の決定までの期間）。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- ③建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑥会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
- ⑦旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

⑧神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けている者。

⑨本業務に係る発注支援業務に関与する者及びこれらと資本関係又は人的関係のある者。
なお、発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社日産技術コンサルタント

(3) 単独企業又は共同企業体の代表企業に関する参加資格要件

本業務を遂行する単独企業又は共同企業体の代表企業は、次の要件を満たすものとする。

- ①単独企業、共同企業体の代表企業は、建設業法第3条第1項の規定による「解体工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ②神戸市工事請負競争入札参加資格における等級格付において、建築一般 A であること。
ただし、入札参加表明書等の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
- ③単独企業、共同企業体の代表企業は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（基発 401 号の2 平成 13 年 4 月 25 日）」または「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について（基発第 0110 第 1 号 平成 26 年 1 月 10 日）」に基づき、過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から入札参加表明書等の受付終了日の 14 日前まで）に公共機関等（建設業法施行令（昭和三十一年八月二十九日政令第二百七十三号）第四十五条に規定される発注者）が発注したごみ焼却施設（一般廃棄物処理施設）で高さ 50m 以上の煙突解体を含む解体工事を元請（共同企業体として施工した場合においては、出資比率 20%以上のものに限る）として契約し、履行した実績（部分解体工事を除く）を有すること（工事完了物件に限る）。
- ④単独企業、共同企業体の代表企業は、建設業法第 26 条に規定する監理技術者（業種：解体工事）を専任配置できること。
- ⑤単独企業、共同企業体の代表企業は、一級建築施工管理技士または一級土木施工管理技士の資格を有する現場代理人を配置できること。

(4) 共同企業体の参加資格要件

共同企業体の構成員の内、少なくとも 1 社は、神戸市内に本店を有すること。

4 入札に必要な書類を示す場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号 三宮プラザEAST 2階
神戸市環境局施設課（電話番号 078-595-6165）

5 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時まで

(2) 交付方法

神戸市の Web ページ(<https://www.city.kobe.lg.jp/a30783/kurashi/recycle/gomi/shisetsu/facility/gomishorishisetsu/ochiaientotsukoubou.html>)からダウンロードしてください。

(3) 神戸市の Web ページを閲覧することができない者への交付

神戸市の Web ページを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和 8 年 5 月 29 日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号 三宮プラザ E A S T 2 階
神戸市環境局施設課（電話番号 078-595-6165）

6 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 25 日（月）から令和 8 年 5 月 29 日（金）まで（本市の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 受付場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号 三宮プラザ E A S T 2 階
神戸市環境局施設課（電話番号 078-595-6165）

(3) 提出方法

持参により提出すること。

7 開札予定日時及び場所

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に原則として入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとします。代理人が立会う場合は、委任状を提出してください。なお、当該入札では入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とします。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行いません。

(1) 日時

令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 2 時

(2) 場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号 三宮プラザ E A S T 地下 1 階
神戸市環境局（電話番号 078-595-6165）

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とします。

9 入札保証金

神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 号の規定により免除します。

10 入札の無効

神戸市契約規則第 12 条に基づくほか、次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・ 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を抱える入札参加者が行った入札
- ・ 入札参加表明書等に記載された単独企業又は代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・ 2 人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・ 入札者が談合した入札
- ・ 記名押印を欠いた入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・ 入札金額内訳書が提出されない場合や、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額（内訳書の総工事費）が異なる場合等、業務を確実に履行することができないと認められる入札
- ・ 電送及び電話による入札
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- ・ この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

11 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。